

平成29年 6 月定例会 総務委員会（付託）

平成29年 6 月23日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

尾田警務部理事官

報告事項は、ございません。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

私のほうからまず、特殊詐欺の件についてお聞きしたいというふうに思います。

県議会のほうも詐欺の防止の条例をつくったり、県警のほうも特殊詐欺の防止を銀行に依頼したり、いろんな形で対策はずっとやられてるんですけど、その詐欺グループのほうは、年々巧妙化して、手口も巧妙化して、いろんな手を使ってやってきてます。

その中でも、後を絶たない事例というのが結構あるんですけども、新聞報道を見ましたら、市民がいざ振り込もうとしとるような人を見つけて防止したとかいうようなことが、結構そういう事例もあるというふうに書かれております。

いろんな意味で、県警察や担当部局が呼び掛けて、振り込まないようにと言うのは当たり前なんですけれども、そういった市民の方々への普及啓発みたいなのも功を奏して、阻止している事例というのもありますので、そこらの現在の取り組んでいる状況について、例えば銀行への高額な取引がどうなっているとか、一般的な市民・県民の方々にとどのような啓発活動をしているだとか、実際に被害があった事例というのを少し教えていただきたい。それと、被害を未然に防止した事例というのを具体的に教えていただけたらと思います。

船本生活安全企画課長

特殊詐欺を未然に防止した具体的事例についての御質問でございますけれど、金融機関でありますとか、コンビニ等の職員、店員による、いわゆる声掛けによりまして、未然に

防止し功を奏した事例がございます。声掛けできる気運の取組というのは、水際対策の一環として、県警としても取組の一つとしてやっております。関係機関等の連携と声掛けによる水際阻止というのは、特殊詐欺抑止対策を進める上で大変重要であると認識しております。

そこで、県警におきましては、金融機関への協力要請に加え、これまで、宅配事業者や徳島県タクシー協会との間で、特殊詐欺被害防止等を内容とした協定を締結するなどしているほか、金融機関、宅配事業者、コンビニ業者等、関係機関が一堂に会した特殊詐欺被害防止対策会議なんかも開催いたしまして、特殊詐欺の県内における実態、全国における実態であるとか、また、水際阻止事例についての情報共有を図るなど、関係機関と連携した対策を強化しているところでございます。

また、その実を上げるために、金融機関とかコンビニ等に対しましては、被害者の可能性がある顧客に対する積極的な声掛け、これを依頼しているほか、ロールプレイング式の声掛け訓練を実施するなど、声掛けに対する職員の意識向上やスキルアップにも配意した取組を進めているところでございます。

また、この度、県消費者くらし政策課等とも連携いたしまして、電子マネー利用の架空請求詐欺対策として、特殊詐欺被害防止啓発用クリアファイルを作成の上、県下一円のコンビニに配布して、電子マネー販売時の注意喚起を依頼しているところでございます。

庄野委員

防止した件数っていうのは、大体分かりますか。

船本生活安全企画課長

阻止率についての御質問でございますが、県内におきまして、金融機関等の職員又はコンビニの店員等の声掛けによって特殊詐欺被害を水際で阻止した件数等について御説明いたします。

平成28年中の阻止件数は72件、被害防止金額は約8,510万円となります。阻止率は55.4%でございます。また、今年5月末現在ですけれども、31件、被害防止金額は約2,080万円となっております。なお、平成27年以前との水際阻止率から比較いたしますと、大幅に向上しております。

庄野委員

これは啓発に携わった市民・県民の方々に、コンビニの店員もそうですけれども、呼び掛けて、協力を願うというのが一番大きな力になるんだなというふうな気がしております。

阻止した人、助けてくれた人に対して、表彰というか感謝状みたいなものもしてたんですよね。そういうふうなものを通じて、年々巧妙な形になってきて、こういうふうなことが行われないうに、厳しい水際での取組を市民・県民の方々、また関係機関の協力も含めて、更なる取組をしていただきたいというふうに思います。

次に、この間、大阪府のほうで盗撮の規制を強化する迷惑防止条例が改正をされて、この4月に施行されたことが報道されておりました。大阪の条例というのは、公共の場所

等々、今までは規制の場所というのが、駅とか電車など公共性の高い場所に限られていたんですけれども、学校とか会社とか貸切バスなど大勢が出入りする場所にも対象が広がったということで、盗撮の被害が増えてきている。県内でも、こうした事例が散見されるわけなんですけれども、盗撮の規制を強化する、この迷惑防止条例を大阪府のような形に、徳島県でも将来していくような必要があるように思います。

最近、民泊とか、そういうふうなことを徳島県でも積極的に推進してるんですけれども、そうした場合に、その民泊をする中で、大阪府でも悪質な民泊業者とかがおって、いろいろ問題も出てるようなんですけれども、例えば、民泊をする、貸付けをする室内に、盗撮目的でカメラを設置したというような事例があったとすれば、その方はどんな法律で罰せられるのか。

例えば、一般的なホテルなんかは、プライバシーの確保をしなければいけないと思うんですけど、そういうプライバシーを確保しなくてはいけない場所に、盗撮目的でカメラを設置したような場合は、この迷惑防止条例は適用できないと思うんですけれども、どういう罪になって取り締まるのかを教えてください。

船本生活安全企画課長

民泊等の盗撮の関係の御質問でございますけれども、個別具体事案に応じまして、的確に判断した上、あらゆる法令を駆使して、法と証拠に基づいて適正に捜査をしております。

御質問の内容では、いわゆる県迷惑防止条例が直ちに適用するかどうかは判断いたしかねますが、例えば、軽犯罪法違反というような根拠法令にのっとり、適正に対処していくことになると思われます。

庄野委員

もし、カメラを設置していた場合に、どんな罪になるんですか。軽犯罪法違反と言われましたが、どれくらいの罪なんですか。

船本生活安全企画課長

個別具体事案によりますので、お尋ねの件が何の法令に触れるかというのは、直ちに答えられないところでございますので、御理解を頂ければと思います。

例えば、軽犯罪法違反でありますとかが適用されるような、またカメラの設置時期等によりますと建造物侵入罪の適用が考えられるなど、個別具体事案にいろいろ事実認定を行った上で、どの法令が適用されるのかというのを個別具体的に検討、判断してまいりたいと考えております。

庄野委員

民泊を許可するというのは、多分、県で言えば危機管理部の消費者くらし安全局になるのかと思いますけれども、そんな悪質なことを想定して、いろんな検査をしたり、許可したりするというのは、余り好ましくないと思うんですけど、きちんとそういうことをこれから許可をする県としても、県警と相談しながら、消費者くらし安全局のほうも事前に、

騒音防止対策，周辺に与える影響，室内の状況とかは検査すると思うんです。そうした場合に，まさかこんなことはしてはいけませんよ，ちゃんとプライバシーが守られるようにというふうな作業をしないといけない，分かっていなくてはいけないと思います。そういうふうなことを是非，共に行っていただきたいと思います。

例えば，海外から来た方も親子連れの方もおいででしょうし，プライバシーの空間ですから着替えもするでしょうし，そうしたことが悪用されて，例えばインターネットとかで流出されたということになったら，本当にひどい人権侵害につながります。そんなことはないと思うんですけれども，そうしたことが徹底できるような，いけないことだということをはとんどの方が分かっているんですけれども，実際にそういうことがあるかもしれないというふうな心配をしたので，質問した次第でございます。

私は，この度の共謀罪の成立を反対していたんです。その前に，スノーデンという映画を見たんですけれども，今の監視社会と言いますか，見ようと思えばノートパソコンのカメラを乗っ取って，カメラからの映像を見ることができることが可能らしいんですけど，やはり，いろんな形で見られるような状況も生まれてきたりします。隠しカメラをしようと思ったら，極々小さい本当に全然分からないようなカメラでも，鮮明にいくらでも見えるような状況でありますので，県警察のほうも県のほうから相談があったら，一緒にやっていただきたいというふうに思います。

あと，防犯カメラという点について言えば，私も前に，八万町の国道の下を通る，小学生等々が通る道に，防犯カメラを設置していただきたいというふうなことを申し上げて，付けていただきました。防犯カメラは，事件・事故の抑止力になるということで，それ以降，八万町のほうも事件もなくて，子供さん，保護者の方々も，みんな安心して，いいのができたというふうに評価していただいています。

これからも恐らく，全国各地で，通り魔的な犯罪が起こったときに，抑止力としての防犯カメラ，また，いざというときの防犯カメラを分析をして，犯人検挙につなげるというふうな効果があると思っております。そこらについては，いろんな要望がありましたら，予算はかかりますけれども，是非今後，お願いしておきたいと思っておりますので，少しコメントを頂いて終わりたいと思っております。

船本生活安全企画課長

防犯カメラの設置については，県民自身の安全・安心感につながると思っております。

また，犯罪の未然防止とか，犯罪発生時の対応に極めて有効であることから，これまでも，民間事業者等に対しても設置を促進してきたところでございます。

したがいまして，引き続き，自治体，民間事業者，公益団体等に働き掛けるなどして，整備の拡充に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

私，毎日，国道55号から県警察の前を通るたびに掲示板を拝見しておりまして，交通事故の状況，件数，死者数を注視しておりまして，今年は，昨年と比べて昨日現在で，死亡事故は13人ということが書いてあります。これは，昨年と比べて，17人の減少で，率で言ったら56.7%と大幅に減少しております。

また、4月に実施された春の交通安全運動期間中においても、5年ぶりに死者がゼロというふうなことも伺いました。

これは、県警察の皆様をはじめ、各機関や団体が連携して交通事故の減少に一生懸命取り組んでくれた成果ではないかなと感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、依然として、高齢者を対象とした交通事故というのが、まだ高止まりで、なかなか減らないというふうにも聞いております。そこで、私、毎回今の時期に聞いているんですけれども、スマートドライバーセーフティラリーというのを今年も9回目に開催されると聞きました。

そこで、昨年のスマートドライバーセーフティラリーの結果と、これまでに実施してきた効果について、どのように思われているのかをお伺いしたいと思います。

山上交通企画課長

昨年のスマートドライバーセーフティラリーの結果等でございますが、昨年の参加状況でございますが、3,802チーム、14,825人が参加しております。うち、65歳以上のシルバーチームは360チーム、1,116人の参加をいただきまして、9月1日から11月30日の3か月間、無事故・無違反に挑戦し、地域、職場、家族ぐるみで交通安全意識を盛り上げてまいりました。

昨年のラリー期間中の事故発生状況については、県下の発生件数は818件。うち、ラリー参加者の事故は10件であり、事故率に換算しますと、ラリー参加者が一般ドライバーの約3分の1に相当し、ラリー参加者が一般ドライバーに比べて事故を起こさない結果が見られております。

特に、ラリー期間中の高齢運転者による交通事故の発生は306件でありましたが、ラリー参加者のシルバーチームの事故はゼロ件でありました。

過去8回の実施結果も同様に、ラリー参加者が一般ドライバーより、違反率、事故率ともに低いという結果で、さらに、シルバーチームで多くの高齢ドライバーが参加した年については、高齢ドライバーによる死亡事故の発生が少ないという結果も見られ、これらの分析結果から、スマートドライバーセーフティラリーは、県民の安全意識の高揚等、交通事故防止に大きく寄与しているものと認識しております。

中山委員

今、御答弁を頂きましたけども、3,800余りのチーム、約15,000人が参加して、また、高齢者にいたっては、1,116人が参加しているということですね。11月末までの期間中、それに参加している高齢者の事故がゼロというふうなことをお伺いしました。やはり、チームで参加するということなので、自分が違反とか事故を起こしたらチームに迷惑が掛かるというふうな連帯意識が働いている結果ではないかと思います。非常にこれは、有意義なことだと思いますので、是非とも10回目、100回目を目指して続けていただきたい。

また、非常に成果が上がると思いますので続けていただきたいのですが、ただ、これは参加したら商品が出るんですよね。何でもそうですけども、長く続けてしまったらちょっとおざなりになってしまって、言葉が悪いですけど商品目当てとか、そういうふうなことにもなりかねない。

これから参加者を多く募らなくてはならないと思いますが、今後、この15,000人をどのくらいまで増やしたいのかという目標があればお聞きしたいのと、今年は、今までと違うような大きな目玉的なことはあるのでしょうか。

山上交通企画課長

まず、今年のスマートドライバーセーフティラリーの実施概要でございますが、今年も「徳島スマートドライバーセーフティラリー2017マナーアップチャレンジ」という名称で実施することとしております。

参加申込期間については、7月3日から8月25日までの間、申込みを受け付けまして、チーム編成等は昨年と同様でございますが、一般チームは3人から5人を1チーム、また、シルバー部門については、2人から5人を1チームということで募集をかけます。参加料につきましては、一般チームは1人1,000円、シルバーチームは1人500円。さらに、ラリー実施期間についても、昨年同様、9月1日から11月30日までの3か月を実施することが決定しております。

目玉施策としましては、先ほど申し上げましたとおり、高齢ドライバーの事故抑止に大きく期待できるという施策でございますが、最重要テーマを高齢ドライバーの参加を多くとるということにしております。高齢ドライバーの参加を昨年の約1,000人から今年は2,500人以上募ることを目標としているところでございます。

また、スマートドライバーセーフティラリーへの参加意欲を高めるために、無事故無違反を達成するための一つの目標としまして、昨年同様、達成したチームには賞品が当たる抽選会への参加ができて、さらに、シルバーチームの場合につきましては、1度抽選が外れても、再度抽選権が与えられるという、チャンスというふうなことにしております。賞品につきましては、昨年同様、旅行券、更には県の特産品、ギフト券等を加える予定にしております。

中山委員

いろいろな努力をしていただいているみたいですが、冒頭申し上げましたように、49人の死亡事故の中で、約半数の23人が高齢者というふうなことを聞いておりまして、やはり高齢者対策というのは急務ではないかなと思います。

高齢者のスマートドライバーセーフティラリー参加も約1,100人ですけども、全体の15,000人から見たら1割にも満たない数ですが、これを2,500人まで上げる努力を、いろんなことを講じていただけるということなんですけども、この参加が少ないのはなぜかということと、今後、高齢者の参加促進に向けての課題というのはどういうことがあるのでしょうか。

山上交通企画課長

高齢ドライバーの参加促進と、その課題についてでございますが、ラリーの参加者は、ここ数年15,000人前後、うち、シルバーチームの参加数は、年々によってその人数が異なり、平均しますと1,800人となっております。

参加募集について、県警察では、新聞広報での募集や老人クラブ等の会合に出向いた

り、企業等の各種交通安全講習会の場を利用して参加募集を行ってきているところであり、その他、警察の関係機関、ボランティア団体に募集活動の協力を頂いているところでございます。

しかし、委員御指摘のとおり、警察主体の募集活動でありますので、既存の団体等への呼び掛けが中心となっており、裾野の広がりによる新たな参加者の開拓が現在の課題となっております。

高齢ドライバーの交通事故防止対策は、喫緊の課題でございまして、より多くの高齢ドライバーの参加促進に向け、努力してまいる所存でございます。

中山委員

やはり、参加促進というのは非常に意味のあることだと思います。やはり、警察もいろいろなことで忙しい中にも、少数精鋭で頑張っておられると聞いております。こればかりに、時間を割くことはできないと思います。また、関係機関も一生懸命やっていますが、知事部局、県庁もスマートドライバーセーフティラリーのポスターは貼ってくれています。また、チームで参加しているとも聞いておりますが、やはり、もう一度知事部局とか、また、市町村の役場等にも呼び掛けをしまして、これを県民運動としての広がり生まれるように広報活動を広くしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

山上交通企画課長

本県では、知事部局をトップとした徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームが発足しておりまして、関係する部局が委員となっているところであり、これらの御協力を頂き、それぞれの関係する団体等への募集活動をすることで、新たな参加者の促進になるものと期待しております。

また、自治体や社会福祉協議会、多くの高齢者が利用する施設や自動車教習所等にも協力を頂き、募集活動をすることで、より多くの参加者につながると考えております。

これまでの警察による募集活動に加え、道路交通に参加する全ての機関・団体との連携を強化することにより、高齢者をはじめとする一層多くの県民への募集活動を展開し、より多くのドライバーの方々に参加していただき、交通事故防止を図ってまいりたいと考えております。

中山委員

是非とも、1人でも多くの方が参加していただけるように、参加促進をもっとしていただきたいと思います。

次に、これは6月19日の新聞に出ております。これは長尾議員が総務委員会において、ずっと皆さんにお願いをしてきたことでもありますけども、やっとその結果が出てきたのかなと思って安心しているところです。高齢者の運転免許証の返納について、昨年の1.8倍というふうな記事が出ておりますが、これは各警察・機関等の皆様が、運転免許証を返納しやすい環境づくりに一生懸命取り組んでいただいた結果だと思っております。

しかしながら、この返納した後の高齢者の人たちについては、徳島県の地域の公共交

通機関が発達していないということも重なりまして、やはり、運転免許証を返すんじゃないかとかいうふうな声も一方では出てるっていうふうなことも聞いておりまして、このことがまた交通事故、死亡事故につながるおそれがあるのかなと思っております。

というのは、やはり、運転ができる、運転をしてきたので、急な用ができた、ちょっとそこまで行きたいんだけど、家族がいない。でも、車がある。自分は乗ったことがある、運転ができる、経験があるということで、ぱっと乗ってしまって、事故につながるおそれもなきにしもあらずと思うんです。

やはり、それを防ぐためには、日常生活不自由なく生活できる、運転免許証を返納した後も不自由しないような取組を一層、加速していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

山上交通企画課長

運転免許証の返納しやすい環境づくりということでございますが、運転免許証の自主返納件数につきましては、平成28年中、1,826件。うち、高齢者1,757件、率にして96%でございます。この返納件数については、年々増加しているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、高齢ドライバーによる重大事故等が相次いだことを受けまして、本県では、本年1月に、先ほど申し上げましたとおり、知事部局をトップとした徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームが立ち上がっております。

このプロジェクトチームによる取組課題の一つに、運転免許証の自主返納をしやすい環境づくりというのがございまして、各委員において、自主返納サポート店の拡充に向け努力しているところでございます。

警察としましては、これまでも、各自治体への働き掛け、さらには、自治体に設置されております地域公共交通会議での地域バス運行等の提言、あるいはタクシー協会や各事業所への個別働き掛け、こういったものを続けておりまして、関係機関等の協力依頼を続けております。

移動手段の確保に向けた支援に努めてまいりましたが、今後とも、自治体や関係機関等への連携や働き掛けをより一層強めまして、運転免許証を返納したい方が安心して運転免許証を返納できる環境を整備していく所存でございます。

中山委員

チラシを頂いているんですけども、バスの運賃半額というのも良い試みだと思いますが、何分、バスが走ってないので、やはり、タクシーに頼らざるを得ない状況になると思います。

これによると、一部のタクシーの運賃を割引とありますが、県下でどのくらいの率のタクシー会社が協力していただいているのかということと、どのくらいの割引になるのかということをお教えてください。

山上交通企画課長

料金割引をしていただいている一部のタクシー会社ですが、これにつきましては、現在、県警察のホームページに掲載をしているところでございます。

タクシー会社としましては18社、個人タクシー会社としては54社が、現在協力を頂いております。料金については、タクシー料金の1割引きというふうになっております。

中山委員

18社ですか。タクシー会社って大体、何社くらいあるのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時07分）

井川委員長

再開いたします。（11時07分）

山上交通企画課長

タクシー会社については、105社ございます。

中山委員

努力をしていただいておりますが、まだまだ道半ばということで、約2割ということですね。何度も申し上げましたように、地域交通網というのが全然、成果が進んでいない状況の中で、タクシーを頼りにしても、やはり、年金生活者にとってタクシー代というのは馬鹿にならないと思います。病院に通うにしても、うちの近所でもタクシーで来られる高齢者の方はたくさんいらっしゃいます。

そういった意味でも、今までも努力していただいておりますけれども、より一層の努力をしていただいて、タクシー会社に働き掛けをしてもらって、少しでも多くの会社が協力していただけるように頑張ってもらえば、もっと自主返納の数も増えるのではないかと思いますので、より一層の働き掛けをお願いしたいと思います。

もう1点、これも同じ日の夕刊に、徳島のラッピングバスが警察庁長官賞を受賞したというふうな記事が載っております、この「ふれ愛こだま号」も高齢者の犯罪とか事故の防止に非常に役立っているものだと思います。

そこでもう一度、この「ふれ愛こだま号」が誕生した経緯について伺いたいと思います。

尾田警務部理事官

「ふれ愛こだま号」の誕生の経緯についての御質問でございます。

近年、全国的に高齢者が当事者となる交通死亡事故、また、高齢者が被害者となる特殊詐欺が増加傾向にございます。特に、高齢化が著しい本県におきましては、これら事案の更なる増加というのが懸念されるところでございます。

こうしたことから、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりを促進するためには、より効果的で、積極的な高齢者に対する総合対策、こういったことを推進する必要があると認識しております。

そこで、県警察では、昨年9月に部門横断的な、高齢者の心に届く情報発信プロジェクト

トチームを設置し、ラッピングバス「ふれ愛こだま号」を設置いたしまして、「ふれ愛こだま号」による移動・訪問型の情報発信活動、具体的には、高齢者が参加するキャンペーンや講習会に参加したり、高齢者宅を訪問するといった情報発信を実施しているところがございます。

こうしたことが、今回評価されまして受賞に至ったものと考えております。

中山委員

このプロジェクトチームのリーダーは、中田情報発信課長ですね。この方は、前小松島警察署長でございます。石川部長も船本課長も前小松島警察署長ということで、歴代の小松島警察署長の活躍というのは、小松島市民にとって、大いに誇りになりますので、今後ますますの活躍を御期待申し上げたいと思います。

ラッピングバスについて、今後の活用方針というのをお聞かせ願いたいと思います。

尾田警務部理事官

今後の活用方針でございますけど、今後、本県におきましては、高齢化社会がますます進展することになっておりまして、高齢者の方々に安全・安心を実感していただくためにも、より積極的できめ細やかな情報発信っていうのが、これまで以上に重要になってきているものと認識しております。

そこで、「ふれ愛こだま号」でございますが、これまでの運用におきましても、県民から、警察官と直接触れ合うことができ、安心感が高まったといった声も寄せられておりますので、今後につきましても「ふれ愛こだま号」の車という機動性を最大限に生かしまして、中山間部を含めて県内の隅々まで出向き、巡回等することで、高齢者と直接触れ合い、対話等を通じて、真に高齢者が必要としている各種情報の提供を個別具体的に行うことによりまして、高齢者の琴線に触れるような活動を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、この「ふれ愛こだま号」は現在、テレビモニターを整備しておりますけど、そのテレビモニターを使いまして、広報啓発用ビデオの上映による情報発信活動を行っておりますが、今後は、更に車内を改装いたしまして、相談コーナーを設けるなどの、車両の機能強化を検討しているところでございます。

これによりまして、高齢者と触れ合う場や機会の提供、こういった環境の整備の充実が図っていけるものと考えております。

中山委員

是非ともこういう活動を通じて、また、先ほども申し上げました、スマートドライバーセーフティラリーの参加促進を通じて、交通弱者の人たちが少しでも交通被害に遭わない努力を続けていただきたいと思います。

そして、第10次徳島県交通安全計画に掲げてあります、平成32年までに死者数を20人台前半を目指すというふうな計画がありますけども、今、13人ですけど、単純計算して26人ですね。26人もあつてはならないと思いますが、平成32年と言わず、1年でも前倒しして今年も頑張れば死者数を20人以内に抑えることができるかもしれません。これは皆さんの

努力にかかっております。我々も、いろんな交通安全対策、啓発活動も協力していきたいと思っておりますので、より一層の努力をお願いいたしまして終わります。

西沢委員

度々、行方不明者が出て、消防団挙げての大捜索が何時間にもわたってやっているということで、本当に多いんですね。最近でも、何箇所もこんなことがあったりして、その都度、どうにかならないのかなというふうなことを思っております。

そこで、例えば今まで言ってきたのが、国土交通省の日和佐の事務所に行って、国道ぶちのカメラの中で、何か映っていないかとか、そういうこともお願いしてきたんです。ところが残念ながら、国土交通省のはちょっと機械が違いますんで、早送りができないんです。それをコピーするのも時間がかかるんです。だから、牟岐警察署にそのコピーをしたものを持ってきても、機械が違うからなかなか難しかった記憶があるんです。

国土交通省のものは、全部連携していますから、そこだけ代えるというふうにはいかなから、この前も行ってきて所長に聞いたんですけど、機械が全体に関連しているのでそれを早送りするようにするのは、ちょっと難しいんだと、できないようなことを言っていました。

では、ほかにどんなことができるのかなと言うと、コンビニなんかは何時間もずっと回しているという形なので、そういう行方不明者なんかを調べるには、これに映っていれば早送りもできるし、行方不明になって1日、2日、3日であれば、簡単に分かるという話です。だから、そういうのをできる所に設置していただければ、例えば、この前の牟岐町での行方不明者が出たときには、どこに行ったか分からない、情報もない。だから、牟岐町全部を山を含めて検索しないといけない。消防団を挙げて3日間くらいだったか、飛行機もヘリコプターも出ていただきましたけど、みんな仕事を抱えてますから大変なんです。

それを例えば、コンビニの防犯カメラ、特に田舎だったら国道沿いでやっているコンビニは多いですから、明るく照明が照らしますから、前を通っている人が分かる。また、行方不明者だけではなくて、車のナンバーなんかも分かるような仕組みにすれば、捜索また捜査なんかに良いのかなと。またJRの駅の改札口の所にも、例えば顔認識ができるようなものを設置すれば、絞った捜査でやれるのではないかな。

そういう体制を早くしていかなければ、高齢化社会で行方不明者も段々と増えてくるのではないかなという、社会的な問題にもなってくると思います。今から早急に設置できるものは設置するというのを、警察だけではなく、その他の部署も関係していると思いますから一緒になって検討して、コンビニに全部、設置してください、お金も払ってくださいというのでは趣旨が違いますから、例えば、店内でやっている機械の中に入れ込んで使わせてもらう、何時間かそれをためておくと、そういうふうなことはお願いしてみて、カメラ本体は、こちらのほうで購入して設置させてくださいという形が本当じゃないのかなと思います。

そういうふうなことを他の部署とも相談していけるのであれば、順次設置していただいたらどうかなと思うんですがいかがですか。

船本生活安全企画課長

行方不明者の捜索につきましては、委員からお話ございましたとおり、その原因や動機、また行方不明となった際の状況も踏まえ、家族等から立ち回り先等を聴取した上で、あらゆる警察活動、関係機関の御協力を得ながら発見活動に当たっており、防犯カメラ画像の確認についても、必要により行っているところでございます。

また、コンビニの防犯カメラにつきましては、コンビニにつきましては、県内に約340店舗が出店しております。コンビニはその利便性から、早朝から深夜に至るまで多数の顧客が利用しているものと認識しております。各店舗におきましては、自主防犯対策として、それぞれの管理権に基づいて、防犯カメラを整備しているところでございます。

コンビニにおける防犯カメラの設置というのは、店内外における犯罪行為の抑止であるとか、事案発生後の犯人検挙に極めて有用であるため、各店舗に対する防犯指導の一環として、警察といたしましては、防犯カメラの設置状況の確認を行ったり、また、カメラの増設や駐車場向けカメラの設置についても、適宜、要望を行っているところでございます。

警察において、本体を設置したらどうかというような御指摘でございましたけれども、御説明を申し上げたとおりの状況でございまして、これらも踏まえて、今後とも、より一層コンビニ業界等との連携強化に努めるとともに、効果的な防犯カメラの整備が図られるよう、その働き掛けを強化してまいりたいと考えております。

西沢委員

設置してくださいと言うだけでは、趣旨が違えば、お願いの仕方も協力していただく仕方も違って来るんですね。そういう行方不明者又は前を通ってる車のナンバープレートを探るとかというのは、ちょっとそこまでコンビニに対してどうなのかなと。入って出て行く人が分かるという程度、また駐車のとこであれば分かりやすいけれども、前の国道を通ってる車のナンバープレート又は通っている人の顔なんかまでは、ちょっと違うと思う。そこらあたりは、カメラ本体の設置なんかは、こちらの行政側がやはり考えないといけないと。

ただ、それを設置した後の運営の仕方には、協力してもらわないと。全部やるわけにはいけないので、カメラ本体をコンビニとかの機械につないで、体制を整えるというお願いはできると思います。そんなことを警察だけではなくて、ほかの部署とも相談して、設置の仕方、協力していただく仕方、いろいろと相談しながら、いち早く必要な所からやってほしいと思います。協力だけでは、設置してくださいと言うだけでは、違うように思いますので、これは要望しておきます。

それと、もう一つは、それらをいち早く使えるようにしないといけないと思います。さっきの国土交通省のものは、使いづらかったという点があります。本当に何時間どころじゃないですから、1日くらいかかって、それだと間に合わないですね。行方不明者というと、いち早くどういう方面に行ったかと確認してから手を打たないといけない。何時間もかかるとそれだけ捜索範囲が広がって大変ですから。

例えば、駅とかコンビニとかそういう所に設置するにしても、個人情報的にはカメラに映っている人はどうなのでしょう。すぐに個人情報と言われる方がいますが、個人情報

としての対応策は、どうやってクリアしていけるんでしょうか。

井川委員長

小休いたします。（11時25分）

井川委員長

再開いたします。（11時26分）

船本生活安全企画課長

防犯カメラの、いわゆるプライバシーの利益の関係がもとになっているのではないかというふうに思いますが、過去の判例等でも防犯カメラの設置につきましては、設置の目的、撮影の必要性や相当性を検討すべきとされており、そういうことも踏まえまして、防犯カメラ設置の必要性、犯罪捜査の必要性に応じて、例えば、無関係な人についての画像の取扱い等についても個別の事案に応じて検討していくべきものと考えております。

西沢委員

ちょっと分かりづらいですね。防犯と言いますが、人捜しの場合には防犯と言えるのでしょうか。道路の前を通っている人の顔を認識して、行方不明の人が通っていると。それは防犯でしょうか。

そういう中で、例えば、その人の親御さんとか子供さんとか、警察への訴えの中で承認すれば、警察は捜査ができるから個人情報、プライバシーといえども捜査ができるのか、そういうふうになっているんですかね。それならすぐにカメラの映像を解析して、この人だと言えるのですけども、その手続に時間がかかるようではいけないからという思いなんです。

船本生活安全企画課長

警察は、個人の生命、身体、財産の保護に当たるということが責務となっていますので、防犯カメラ映像の活用についても、その実用性から適正な手続でやっている。行方不明者についても、行方不明の状態等によって、生命、身体、財産に危険性が認められるわけですから、警察責務を全うする上で、やっております。

ということで、設置している先ほど御指摘のようなコンビニの防犯カメラや、国土交通省のカメラ映像についても、関係機関とか設置管理者の御協力を得て、進めているところです。

西沢委員

私が思うに、行方不明の捜索願いが出たらいいんじゃないですかね。警察はそのまま動けるでしょ。捜索する対象を絞ってできるんだから、防犯カメラの映像を見て、当然ながら、法的にクリアできているんじゃないですかね。まずは訴えて、行方不明だということを出してもらうということが、条件であるのかなと思うんですよね。それがなかった

ら、なかなか警察といえども動けませんよね。

だから、私が言っているのは、即座に防犯カメラなりの映像を解析できる体制を、そういうことでできるんですね、クリアできるんですねということだけの確認なんです。

増田警務部長

もう一度、お話させていただきます。まず、防犯カメラ、これを行政側が設置するという場合には、やはり、今言ったプライバシーとか活用について、個人の評価といったものを逸脱しないようにということで、しっかりと運用について若しくはその保管管理、そういったものについて規則をきちんと定めて運用しております。

一方、民間等につきましては、防犯の観点から、いろいろとコンビニ、銀行等も含めて設置しているわけでございます。それについては、今、委員からお話がありましたように、行方不明者について、我々の行政活動の中で必要となれば、民間の方をお願いをして、民間のコンビニ側が任意で、それはいいですよということになれば、即頂いて、そういう状況を確認しているという流れでやっておりますので、法的にというよりは、協力を得てやっているというところでございます。

西沢委員

一時も早くというのが必要なんで、今言ったのでは、お願いして了解をもらったらできると。もう一つ言ったら、起こってから了解を取るのではなくて、起こる前から協定を結んでいたら、行方不明者を捜すときには了解してよと言っていたら、ぱっといけるわけですよ。起こってから、うちの社長に聞いてみますと、社長を捜しまわるのでは時間がかかって仕方がない。起こる前から協定を結んでいたら、ずっとできるわけですよ。

そういう時間を早くするというのが、いろんな意味で大事なんだと思うんですけどもどうですか。

船本生活安全企画課長

行方不明者の届出とか相談があった場合に、行方不明届を受けて手配していくというのが基本的な流れですけども、事案によっては、届出を受ける前から体制を取って捜査するというをしていますし、防犯カメラ設置の所につきましては、行方不明の件だけに限らず様々な警察責務を全うする上で、常日頃から協力要請を図っているところでございます。

引き続きまして、事前の段階から、更なる関係機関・団体に対しての協力要請を強化してまいりまして、事案発生時には、迅速に対応できるように対処してまいりたいと思います。

川端委員

私からは、交番・駐在所の整備について。

これまでも交番・駐在所につきましては、鋭意質問してまいりました。これまでの質問としましては、空き交番とか空き駐在所というふうな交番・駐在所があるんだけど、仕事で地域に出て空になっているというようなことを取り上げたりもいたしましたけ

れども、今日は、交番・駐在所の施設整備の在り方ということで、今、大変、老朽化の進んだ交番・駐在所が多いようで、100に届くような数だということも聞いております。

今後、こうした老朽化した交番・駐在所の在り方について、どのような計画があるのかお伺いしたいと思います。

岡崎警務課長

交番・駐在所の整備方針でございますが、交番・駐在所については、地域住民にとって一番身近な警察活動の拠点でありまして、地域における安全・安心の確保の点から重要な施設であると認識をしております。

しかし、人口の都市部への集中や新設道路の供用、大型商業施設の出店など、管内情勢の変化に伴いまして、地域警察官に求められるニーズが大きく変容し、交番・駐在所ごとの業務負担の格差も拡大しているところであります。

委員からお話がありましたように、これら施設の約4割が築後30年を超えておりまして、これまで建て替え整備でありますとか、リフォーム、統廃合を進めてきましたが、抜本的な解決策には至っておりません。

このため、県警察では、本年3月に策定・公表した総合計画の中において、将来の交番・駐在所の施設整備の在り方を盛り込んだところであります。

具体的には、将来的な人口すう勢や治安情勢の変化等を慎重に見極めた上で、PFI手法を活用した駐在所施設の一括整備やテナント方式の活用により、施設整備の推進を進めています。

さらには、運用面におきまして、統合による大型化、通い交番の設置、警察官立寄所などの新たな活動形態の導入などを図り、体制や管轄区域についても地域の実情に応じたものとなるよう、見直しを図っていくこととしております。

川端委員

今の説明に出てきました、通い交番、立寄所は、余り聞いたことはないんですが、どんなふうな勤務状況になるわけですか。

岡崎警務課長

通い交番であります。例えば行政施設の一角を借りまして、そこに警察官が詰める駐在所あるいは交番等々を設けまして、そこに泊まりでなく、通って警察活動を行うというものであります。

また、立寄所につきましては、本年4月に、イオンモールが徳島市内に開店いたしました。その一角に警察官立寄所のスペースを設けまして、来客への事件・事故の対応あるいは周辺での交通情報、交通整理、交通渋滞の緩和等の諸対策を推進しているところでございます。

川端委員

そうすると、この立寄所というのは年中おいでるわけではなく、時々、そこに警察官がおるということですね。

これまで、交番・駐在所というのは、交番の場合は、普通の警察官が配置されているということで、24時間、警察官が任務に当たっていると大変、充実をしております。駐在所においても、帯同って言うんですか、夫婦で着任をするということで、御主人の警察官が見回りに出たときには代わりに奥さんが、地域の皆さん方の相談に乗る。これが、世界に冠たると言いますか、日本にしかないような交番・駐在所の良いところでありましたね。

ところが、今の話を聞くと、時々通って勤務をしている時間があるというような立寄所とか、いわゆる24時間勤務する形態ではなくて、ある時間帯だけ勤務するというそんな形に、これから変わっていくというふうに理解してよろしいですか。

岡崎警務課長

委員御指摘の駐在所でございますが、駐在所につきましては、駐在所勤務員がそこに生活基盤を置いて地域に根ざした活動を行うというものでございます。県内には、今、105か所の駐在所がございまして、管内の実態に即した活動をしてもらっております。

これらの施設整備についても、十分、先ほど申しましたように、人口の都市部集中であるとか、新設道路の供用、管内情勢の変化に伴って検討していきたいと考えております。

ただ、先ほど申しました警察官立寄所につきましては、今回設けましたイオンモールであるように、昼間の人口が一時的に集中して、事件・事故の対応が必要な場所あるいは地域において、警察官を一時的に立ち寄る、立寄所を設けて、そこに警察官を常駐させて、その時間帯の事件・事故に対応しようというものでございます。

川端委員

常駐という言葉も今出ましたけれど、常駐というのは、私のイメージでは常にいるというふうなことで、立寄所の場合は、どちらかと言うと、ある時間帯だけで、できるだけそういう時間を多くするんでしょうけれど、常駐ではないと思います。今後、どんどんと人口が減るんですから、それはそれで必要だと思います。しかし、犯罪の数は恐らくそんなに減ってはいかないと思います。ですから、治安維持のためには、そういう形態もあっていいのかなと思っております。

今日、質問をしたいことは、この交番・駐在所が、これからどんどん老朽化をしていくと思うんです。既に老朽化した交番・駐在所はたくさんありますけれども、これを一気にリニューアルするというのは財政的にも無理だと思います。

そこで、これから老朽化をした交番・駐在所は増えていきますけれど、どのようにして県下の交番・駐在所がきちんとした機能を保っていくのか、そういった計画について教えていただきたいと思います。

高橋拠点整備課長

先ほど申しましたように、交番・駐在所の老朽化が問題になっているという中で、警察署も同様でありますけれども、30年を超えた交番・駐在所は、105か所のうち約4割近くあります。

それで、今、我々も公共施設等総合管理計画にのっとって、様々な対策を講じているわけであります。さらに、先ほど警務課長からも御答弁しました、総合計画を策定して、施

設のハードとソフトの両面で考えていこうということでございますけれども、施設につきましては、2月議会でも御審議いただきました、まずは駐在所のPFI方式による一括整備。現在のところ、約17か所を考えております。

これは、昭和40年代の高度成長期時代、年間20か所程度を建てておりましたので、必要に応じて建て替えられるもの、これを一括整備するにはこの方式しかないという形で、当委員会でも御審議いただきましたけれども、まずこれを考えております。

延命化という部分に関しましては、約20年から30年間のミドルレンジの施設については、現在、リフォームという形で財政当局の御理解を得まして、年間3か所等々を整備しております。

交番につきましては、従来方式で、今年度の助任交番の設計であるとか、鳴門の撫養町交番の新設を進めており、施設の老朽化の解消を図ってまいろうという考えであります。

あと、先ほど警務課長が言いましたように、ソフトの考え方、多様型であるとか、大型化であるとか又はテナント化等々を踏まえて、こういう対策をソフト・ハードの両面で図っていくという形であります。

川端委員

統合するという考え方はあるかなというふうに思います。私の聞いた限りでは、新町橋のたもとにある交番と秋田町の交番を将来、統合していくという計画があるようだけれども、その点について少し詳しく教えていただけますか。

岡崎警務課長

今回の総合計画の中には、交番・駐在所の整備の中に、大型化、統廃合による整備というふうなものが含まれております。

その交番の統合する狙いではありますが、統合によって、交番員を集中的に運用して、そのスケールメリットを生かして事件・事故に対応しようというものでありまして、交番をテナントに整備するメリットにつきましては、テナント化は、将来の治安情勢の変化にも柔軟に対応した拠点整備が可能となるというふうに考えております。

今回、新たに設置する交番ではありますが、新町交番と秋田町交番を徳島市大道1丁目の商業ビル1階に整備中でありまして、その名称は、大道交番とする予定であります。

運用開始時期でございますけれども、徳島市の阿波おどり開始前の8月上旬となるように鋭意整備を進めているところであります。

川端委員

新町橋の所と秋田町は一つにして大道に移すということですね。それもテナント式ということで、工事も進んでいるということですのでよろしいですね。

そうすると、阿波おどりがこれから近づいてくると間に合うのかというようなこともありますけれども、時期的には、いつ頃完成するのですか。

岡崎警務課長

現在、徳島市につきましては、阿波おどりが8月12日から4日間開催されることとなっ

ております。委員御指摘のとおり、阿波おどりの雑踏警備は、徳島県警にとりましても、一大のイベントの警備でありまして、県内あるいは県外からの観光客に安全・安心を提供していかなければならないというふうに思っておりまして、先ほども説明させていただきましたように、運用開始は、8月上旬となるように鋭意準備を進めているところであります。

川端委員

この件については分かりました。今日、お聞きしたかったのは、これから老朽化する県下全域の駐在所・交番をどのように建て替えていくのかということですが、なかなか一言でこうするというのは難しいでしょうけれども、我々、地域住民にとってはなくてはならないと言いますか、安心の原点、そういった警察組織です。統廃合も必要でしょうけれども、統廃合して来てくれた所はいいでしょうけど、統廃合されてなくなった所というのは、これは何とも言えない不安な気持ちがあると思います。

ですから、統廃合のときには、その代わりといった、これまで以上の警備を充実するか、是非、統廃合される地域の方に対する配慮を十分に行って、安心していただけるようにしていただきたいと思います。その件について、最後に何かありましたらお願いします。

岡崎警務課長

駐在所等の整備については、今後、統廃合も含めたことも検討するということであります。

これは、先ほども言いましたように、人口のすう勢であるとか、管内治安の情勢等々について、慎重に判断して実施することとしておりますが、当然、統廃合につきましては、管内の住民の方の意見・要望を十分踏まえる必要があるというふうに考えております。

また、先ほどもお話がありましたように、中山間地域におきましては、移動訪問型の「ふれ愛こだま号」等々を利用した警察活動において、様々な情報発信活動をして、地域住民の方たちの安全・安心を守っていきたいというふうに考えております。

山田委員

私のほうからも端的に聞いていきます。去年も総務委員会で質問して、事前委員会で聞けなかったのもので、改めて徳島東署の移転問題について、改めて聞いておきたいと思えます。

ずっとこの間、本会議でも委員会でも質問してまいりました。実は一番引っ掛かっているのは、3年6か月かけて、徳島東署庁舎整備基本構想というのをつくりました。これは職員の皆さんの声も反映したと、その中身をつぶさに読ませていただきました。

しかし、その検討過程、3年6か月の中には、裁判所跡地というのは検討に入っていないと、私自身思っています。検討に入っていないものを実は構想を策定されて2、3か月で手を挙げるといえることですね。徳島東署の基本構想、この今回の決定過程の間に、やはり不正常的な状況があるじゃないかというふうに思うんですけど、この点いかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

この点につきまして、昨年、山田委員とも議論を重ねてまいりました。

県警察におきましては、移転に当たっては、現地で整備することは困難であることから、移転を踏まえた基本構想を策定したところであります。

まず、用地選定に当たっては、遊休地となっている県有地を中心に模索してまいりました。それで、ろう学校でありますとか、運転免許センターとかいう用地も候補に挙がりましたが、その時点においては国有地の裁判所跡地は挙がってませんでしたので、それは構想外とされていた。その後に、国のほうからそういう打診が、知事部局の管財当局を通じて打診があり、部内で検討し、やはり最適な場所は現在地により近いその場所である、徳島本町の交差点から考えても治安であるとか災害対策上、より今まで検討してきた県有地より更にいいのではないかという結論となり、そこが最適地であると、県警察が判断したということでございます。

山田委員

判断したって言うけれども、判断した経過が明らかにされてない。行政意思決定の過程を明らかにせよと度々質問しましたがけれども、警察内部で決めましたよと言うだけのことです。

その中で、しかし、矛盾が出とうやないかと。裁判所は1,000平方メートル敷地が狭くなるという、狭い土地からくる問題。行政意思決定の問題。もちろん、弁護士会の皆さんが、やはり裁判所の独立性の問題という点も指摘されています。

そういう中で、特に狭さの問題ですね。基本構想の中をじっくり読んだら実は、駐車場確保というのを多くの皆さんから、職員の皆さんからも出ている。まず、端的で結構ですから、その駐車場は一体どうなるんやという問題が一つです。

それから、延べ床面積の関係から上に上げないと仕方がない、ということですね。当初は、7階以上とかいう話も出ましたが、どうも今はそうでもないような、そこら辺を具体的に、何階になっているのか。

また、市民の皆さんからは、桜の問題ですね。全部保全するのかというふうなことも出ている。端的にその件については、お答えください。

高橋拠点整備課長

まずは、敷地面積と駐車場の問題ですけれども、駐車場も従来から申し上げておりますように、現在地の東警察署用地を駐車場に整備をすることによって、現在よりも有効活用できるんじゃないかと。現在、100台ほどありますけれども、新設の場所には60台以上を考えております。

それと、施設の面積は8,750平方メートルで、これはP F I 事業による要求水準という形で掲げておりますけれども、これは従来方式と違いまして、8,750平方メートルを民間事業者の提案によりまして、どのようなものを建てるかということでもあります。駐車場の形態によっても変わってまいりますので、現在、何階建てという形では確定できていませんけれども、8,750平方メートルを確保する上での要求水準を事業者に設けているということでもあります。

最後に、桜でありますけども、要求水準の上では、全て伐採をしない形で整備を求めていますので、民間手法を活用し、桜を残した上で整備がなされるものと考えております。

山田委員

今言ったように、徳島東署の現在地から新しい所まで移動しないとあかんわけですね。本当に構想ということで見たら、そういうことを望んでたのか、とてもそうは思わないと私は思いますよ。

だから、法曹の精神と今回の跡地の問題は、やはり矛盾があるんですよ。

そこで、一昨日、既に裁判所跡地に入っているということで、問合せが相次いできました。あれは何をしているのか、国のほうからのメンバーか、あそこはまだ恐らく国のほうから正式に県有地になっちゃってないだろうということもあったんです。

一体これは何をしていたのかということと、今後の県警が考えるスケジュールも含めて伺います。

高橋拠点整備課長

今年度の当初予算におきましては、事業費の債務負担行為、また引き続き、アドバイザーという形の予算を頂いております。

今後のスケジュールといたしましては、先般6月6日に、PFI事業の事業者募集の公告をいたしました。それで今年度、必要な審査を経まして、12月には事業者を決定の上、このPFI事業は、本件5億円以上を超えますので、PFI法によりまして、議会で議決を頂くことになりますので、今年度の2月議会には、事業者決定の件の契約事案の議決を頂くという形で今後のスケジュールを考えております。

山田委員

結局、そのPFIの関係で、あそこで見学していたということですね。その答弁がなかったんだけど、端的に答えてください。

高橋拠点整備課長

事業者に関する現地見学会をやっていたということです。

山田委員

現地見学会をやっておったということですね。実は、本会議でも上村議員のほうから指摘しましたがけれども、警察法施行令第5条第2項、住民の利便性に最も便利な所というふうな規定がある。

今言ったように、駐車場の問題にしても何にしても狭さということも含めて、本当にここが最適地かということについて、弁護士会も含めて県民の皆さんから様々な声が出ているということです。私自身は、本会議での上村議員の県民の声をもっと聞いてはどうかと思うんですけども、実際にこういう反対の声があるわけなんです。もうちょっと検討が必要やないかと。単なる地域の警察と違う、徳島県の顔になる警察署やと。

老朽化を何とかしないといかんと、そのとおりです。しかし、その手法については、県民合意も得て、特に徳島県を代表するような状況になってくるわけですから、そこら辺はしっかりと県民の声を聞くように努力をすべきでないか。反対の声をどう受け止めて、そういう人たちにどう向き合うのかという点を含めて御回答ください。

高橋拠点整備課長

これも本会議で警察本部長が御答弁をいたしましたけれども、まず位置等については、警察活動、現警察が行う、県警察が一義的に判断すべきものと考えております。

今回の決定に当たりまして、先ほど山田委員からお話がありました、職員のアンケート、また有識者会議からは様々な形で、治安であるとか防災、さらには、県民の利便性等からの御提示を頂いたと、その上で判断ということでもありますので、県警察としても一定のコンセンサスを得た上で決定したと、そういう認識をしております。

また、公開討論会等々のお話もありました。既に、6月6日には入札公告という形で事業者のほうには募集をかけておりまして、今後、特定の団体等々に対して県警察の考えとかを申し上げるには、入札がありますので、その公平性との観点から適当でないと考えておりますので、今後、節目節目で必要な提供をしまいたいと考えておりますけれども、現地点において、その公開討論会等々に、特定の団体の討論会等に参加する考えはないということでございます。

山田委員

公開討論会なんて一言も言うてません、今はね。弁護士会も含め、県民の皆様の中にこういう声があると、やっぱりこの場所を検討するべきやないかと。その声に県として、どう向き合うのか、そこですね。

この前の本部長の答弁を聞いたら、警察内部で検討しましたからって言うけれど、県民の合意が少なくとも得られてるとはとても言えない場所になっていると。そういう反対の声、疑問の声に対して、県警察として、どう向き合うのですか。

高橋拠点整備課長

これも繰り返し説明しておりますけれども、説明責任を果たす、これは非常に大事なことを考えております。一昨年、昨年と、この場所を公表した以降、当議会においても様々な御審議いただきまして、我々、説明責任を果たしてまいりました。それで、一定の御理解を賜ったというふうに認識しております。

山西委員

私からは、事前委員会に引き続きまして、警察署の統合についてお尋ねをしたいと思っております。

現在の徳島北署と板野署、現在の徳島西署と石井署が統合する計画については、本庁舎をそれぞれ現在の徳島北署と徳島西署に置くということでございます。

行政の統廃合と言いますと、地域住民にとっては、切捨てというイメージがどうしても強くて、分庁舎として統合される石井署や板野署の警察官が減らされるのではないかと、

そういう懸念の声を伺うわけですが、警察官は一定の定員がございますから、統合署だけ増員するというのは、簡単ではないということは承知をいたしております。

来年度の統合に向けまして、体制を検討中というふうにお伺いしておりますが、特に分庁舎、現在の石井署や板野署についての配置人数については、現体制を維持していただけるのか、現時点での検討状況をお伺いしたいと思います。

岡崎警務課長

統合警察署の署員数のお問合せでございますが、来春に実施予定の警察署の統合では、現在の徳島西署及び徳島北署に本署機能を集約するものの、御質問の石井や板野の各庁舎には、機能の分散という観点から、引き続き、24時間体制で警察官、パトカー等を配置することとしております。

このうち、石井庁舎につきましては、パトロール活動の拠点と位置付け、県本部の広域自動車警ら隊と鉄道警察隊を移転配置することにしておりまして、人員は、現在の石井署に配置している警察官数、約40名とほぼ同数の警察官を配置する予定としております。

また、板野庁舎につきましては、広域防災センターと位置付け、四国管区機動隊と県本部の機動捜査隊を移転配置することとしておりまして、現在の板野署に配置している警察官数、約70名とほぼ同数の警察官を配置する予定としております。

山西委員

ほぼ同数ということで御答弁を頂きまして、安どしているところでございますが、限られた体制という中でございまして、限界はあると思いますが、県警全体の体制を見直していただきまして、是非、増員について、増やすということも含めて、これから検討をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、副署長の幹部の配置についてお尋ねをいたしますが、統合の趣旨は、幹部職員を減らして現場で活動する警察官を増員する、強化を図るということと理解しておりますが、統合によって署長が1人になりますと、分庁舎となる現在の石井署、板野署の庁舎には、署長がいなくなるということでございます。

警察署長というのは、やはり警察の顔でありまして、地元の各種会合に出席して、住民の方々と良好な関係を築いていくというのが重要な役割であると思いますが、署長が1人になりますと、管轄区域で対応できない可能性もあります。

そこで是非、分庁舎においても、署長の代理となるような、例えば副署長クラスの幹部を配置していただきまして、住民との関係が希薄にならないように十分配慮いただきたいというふうに思います。改めて御見解をお伺いしたいと思います。

岡崎警務課長

統合後の石井、板野の各庁舎には、治安維持の観点などから、副署長級の幹部警察官を配置する予定としております。

治安維持の向上には、警察の活動だけではなし得るものではありません。地元自治体や関係団体、地域住民の方々の御理解と御協力が必要不可欠であります。

そこで、警察署の統合後においても、この副署長級の警察官を中心に、日頃から、石

井、板野の各庁舎管内の自治体等との連携を密にして、顔の見える関係、これを構築するとともに、地域の方々と協働で行う防犯や交通安全などの活動が、より活発なものとなるよう努めていきたいというふうに考えております。

山西委員

地域住民の皆様方が不安にならないように、本庁舎そして分庁舎ともに十分な体制を整えていただきますように、心からお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

島田副委員長

まず初めに、昨日、阿南バイパスで信号機が1か所、交差点で止まりまして、たまたま私、通っていたんですけども、上下線が1分間に50台ぐらい、大型の木材チップを運んでるトラックが左右からバイパスに入ってくる大きな交差点でございまして、すぐ連絡をさせていただいたところ、数分の間に復旧していただけたということでございます。多分、大事故が起きるぐらい、すごい渋滞というか、全部止まってましたから、全部が交差点に入っていくんです。すごい状況だったところ、復旧が早くて事故がなかったということでございますので、まずもってお礼を申し上げます。

質問の中で今日、委員の方々から質問がなかったのも、最後に質問させていただけたらと思います。まず、運転免許の更新センターの整備について、質問させていただけたらと思います。

先日の本会議で、県西部の更新センターの整備については、具体的な整備に向けて、阿波市で協議を進めていくと答弁をなされたところでございますが、その更新センターの構想におきましては、県南部にも設置する方向であるという説明を今まで聞いているところでございます。

まず、一つ目の質問でございます。県南部の更新センターの整備場所は、どこに設置するのかということで、県南部の設置場所は阿南市で進められているようでございますが、その検討状況をお伺いいたします。

石川交通部長

更新センターの設置場所の御質問でございます。

さきの本会議で、御指摘のとおり警察本部長が答弁したとおり、更新センターの整備に関しましては、まず、財政負担軽減の観点から警察施設とか、自治体の庁舎等、既存ストックの活用を想定しております。

また、整備場所につきましては、免許人口の状況や、それから周辺の交通事情、それに更新者の利便性等から検討を重ねてきたところでございます。

それで県西部の更新センターは、先ほどお話にございましたように、阿波市旧庁舎改修後の整備を予定しておりまして、今後、阿波市と協議を進めてまいりたいと考えております。

一方で、県南部の更新センターでございますが、県南部の免許人口とか、交通の状況等から鑑みて、阿南警察署庁舎を活用することで検討を進めているところでございます。

島田副委員長

阿南警察署でということですが、その更新センターの業務内容について、先ほど質問も出ました返納とか更新、免許にはいろいろ手続があると思いますけども、現在検討中とは思いますが、その更新センターでは、どのような業務を行っていくのか、検討状況をお願いできたらと思います。

山上交通企画課長

更新センターの業務内容ですが、更新センターの整備につきましては、県民アンケートの結果、免許センターのみで行っている更新免許の即日交付を、より近い場所で実施してほしいとの声が多数寄せられたことから、実現に向けての検討を進めているところでございます。

運転免許行政につきましては、新規免許の取得、更新業務、さらには、停止処分者等に対する講習等がありますが、更新センターの業務は、運転免許証の更新及び住所等の記載事項の変更を行うものとしております。

なお、講習については、違反のない方々に対する短時間の優良講習、違反前歴がある方々に対する講習等がありますが、更新センターにおいては、来庁者数を想定の上、機器の整備や従事する職員数等、総合的にシュミレーションしていく必要がございます。

したがって、更新センターで実施する業務については、予算や人員配置等、組織的に検討をする必要があり、引き続き、実現に向けて努めてまいり所存でございます。

島田副委員長

更新センターについては、やはり、県民の方々もすごく興味もありますし、徳島県の方々は車社会でございますから、その利便性も大きく影響していくことから、その整備場所とか、施設移転も県民の利便性を最大限考慮して、更に整備に対する配慮していただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第21号

それではこれをもって、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時11分）